

我孫子市水道局郵便入札実施要領

（趣旨）

**第1条** この要領は、我孫子市水道局が発注する建設工事等に係る郵便入札の実施に関し、我孫子市水道局公募型競争入札（建設工事）実施要綱（平成16年水道局告示第3号。以下「工事要綱」という。）、我孫子市水道局総合評価方式入札実施要綱（平成28年水道局告示第6号。以下「総合評価要綱」という。）及び我孫子市水道局公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱（平成16年水道局告示第4号。以下「工事以外要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）代表者 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている代表者をいう。
- （2）年間代理人 資格者名簿に記載されている代理人をいう。
- （3）価格競争方式 **入札の参加者（以下「入札参加者」という。）が申込み**をした価格により契約者を決定する入札の方式をいう。
- （4）入札参加資格審査申請書 価格競争方式による建設工事に係る入札にあつては公募型競争入札（建設工事）参加資格審査申請書兼誓約書を、総合評価方式による建設工事に係る入札にあつては総合評価落札方式入札参加資格審査申請書兼誓約書を、建設工事以外に係る入札にあつては公募型競争入札（建設工事以外）参加資格審査申請書兼誓約書をいう。

（入札参加者）

**第3条** 郵便入札に係る入札参加者は、代表者又は年間代理人とする。

2 入札参加者は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

（入札参加資格審査の申請）

**第4条** 入札参加者は、入札参加資格審査申請書を指定の日時（以下「申請書受付締切予定日時」という。）までに書留又は簡易書留により水道局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(入札書等の提出)

**第5条** 入札参加者は、入札書(様式第1号)を入札用封筒(様式第2号)に入れ、定められた配達日を指定して書留又は簡易書留の方法により局長に提出しなければならない。この場合において、建設工事に係る入札にあつては工事内訳書(大分類まで記入したもの)を、測量・コンサルタント業務に係る入札にあつては積算内訳書(本工事内訳書相当まで記入したもの)を、**財産の取得及び業務委託に係る入札(複数の単価による契約に係るものに限る。)**にあつては内訳書を添付しなければならない。

2 年間代理人が入札をしようとするときは、我孫子市の受付印が押印された使用印鑑届兼委任状の写しを局長が指定する日までに局長に提出しなければならない。

(入札等の制限)

**第6条** 入札の回数は、1回とする。

2 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札参加者は、入札に当たり他の入札参加者といかなる相談も行つてはならない。

4 前項の規定に違反した事実が明らかと認められたときは、当該入札は、無効とする。

5 入札参加者は、落札者が決定する前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

**第7条** 入札参加者は、開札開始日時に至るまでいつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札開始日時までに入札辞退届(様式第3号)を契約担当課に持参し、又は書留若しくは簡易書留(**開札開始日**の前日**までに**到達するものに限る。)の方法により提出するものとする。

(苦情の申立て)

**第8条** 入札参加者は、入札執行後において、この要領、設計書、図面、仕様書等についての不明を理由として、苦情を申し立てることはできない。

(入札等の制限)

**第9条** 契約金額が1,000万円以上の建設工事及び業務委託については、契約保証を必要とする。

2 契約保証の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 通常の場合 契約金額の10分の1以上の額

(2) 特別の場合 契約金額の10分の3以上の額

3 契約保証に当たっては、次に掲げるいずれかの証書又は証券を提出するものとする。

- (1) 歳入歳出外現金領収証書
- (2) 有価証券の保管証書
- (3) 金融機関の保証証書
- (4) 保証事業会社の保証証書
- (5) 保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- (6) 保険会社の履行保証保険証券

4 契約保証の履行方法は、第2項第1号に該当する場合は前項各号のうちから受注者が選択できるものとし、第2項第2号に該当する場合は、前項第6号によるものとする。

（契約に伴う事項）

**第10条** 落札者となった者は、契約に際し、次の各号に掲げる契約に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) **全ての建設工事 工事の一部を下請業者に請け負わせるときは、下請業者選定届に工事施工体制台帳及び施工体系図を添えて提出すること。**
- (2) 建設工事の契約金額が500万円以上の場合 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を1週間以内に提出すること **及び実績情報（CORINS）を提出すること。**
- (3) 建設工事の設計金額が1,000万円以上の場合 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に定める標識に設計金額及び財源内訳を加えて標示すること。
- (4) 建設工事の契約金額が500万円以上の場合 実績情報（CORINS）を提出すること。
- (5) 業務委託契約（測量、調査**又は設計業務**）の契約金額が100万円以上の場合 実績情報（TECRIS）を提出すること。

2 設計金額が5,000万円以上の建設工事又は測量・コンサルタント業務に係る落札者は、契約締結後速やかに、第5条第1項の工事内訳書又は積算内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを局長に提出しなければならない。

（補則）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、**郵便入札の実施**に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

**この告示は、令和5年4月1日から施行する。**